

柏崎市で開業しませんか？

開業費用を
最大3,000万円支援します

施設整備費補助

新規に建設する建物工事費に対して、

上限 2,000万円

設備整備費補助

医療機器の購入費に対して、

上限 1,000万円

(1) 対象になる方

次のいずれかに該当する診療所の開設者

1. 柏崎市において、新規に開設する診療所

※ただし、柏崎市以内での所在地の変更に伴い開設する診療所、開設者の組織変更に伴い開設する診療所は補助対象になりません。

2. 市内の診療所を譲り受け、又は引き継ぐことによって開設する診療所

※ただし、当該診療所で共に医師として従事していた方が、診療所を譲り受け、又は引き継ぐ場合は、補助対象とはなりません。

< 注意事項 > 補助対象者がこの補助金を申請できる回数は、1回限りです。

(2) 補助金額

補助区分	補助対象経費	補助率 及び 限度額
建物建設費補助	新規に建設する100万円以上の建物工事費(税抜き)	ア 補助率 1/2 ただし、診療科目が小児科又は産科の場合は、2/3 イ 補助限度額 2,000万円
建物取得・改修費補助	購入・譲り受けする100万円以上の建物の取得費及び改修工事費(税抜き)	ア 補助率 1/2 ただし、診療科目が小児科又は産科の場合は、2/3 イ 補助限度額 1,000万円

(裏面につづく)

補助区分	補助対象経費	補助率 及び 限度額
設備整備費補助	1台10万円以上の医療機器の購入費(税抜き)	ア 補助率 1/2 ただし、診療科目が小児科又は産科の場合は、2/3 イ 補助限度額 1,000万円

(3) 補助金申請に必要な書類

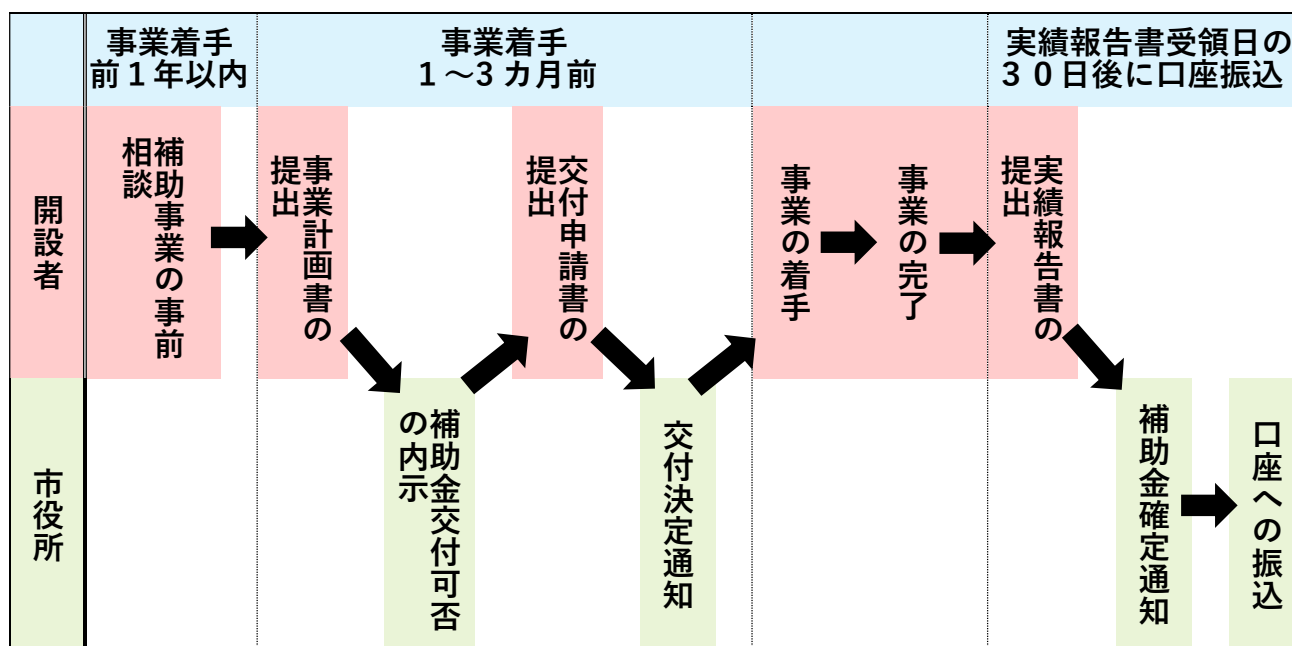
●施設整備費補助

- 1.施設整備事業計画書
- 2.医師免許証
- 3.図面(平面図、立面図等)
- 4.見積書

●設備整備費補助

- 1.設備整備事業計画書
- 2.医師免許証
- 3.医療機器のカタログ
- 4.見積書

(4) 補助金スケジュール



施設整備及び設備整備に着手する1年前を目安に1度ご相談ください。

<お問い合わせ先>

柏崎市福祉保健部国保医療課 地域医療係

〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号

電話 0257-43-9141 FAX 0257-24-7714(代)

e-mail : kokuho@city.kashiwazaki.lg.jp

